

消費税率の引き上げに伴う風しん対策に係る請求書等の記載について

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」に基づき2019年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられました。これに伴い、風しんの抗体検査費等の請求に際して、以下のとおり請求願います。

2019年10月までの提出方法としては、市町村ごとに請求書（請求総括書（小計））を作成し、それらをまとめた請求書（請求総括書（総計））を作成し提出いただいておりますが、2019年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられたことに伴い、以下の点に注意のうえ作成してください。

【注意点】

1. 請求総括書（総計）

消費税率「8%」と「10%」を合算し、1枚作成する。

2. 請求総括書（小計）（市区町村別請求書）

消費税率ごとに請求書を作成する。

「抗体検査」又は「予防接種」を

① 2019年9月30日までに実施した場合 → 消費税率8%

② 2019年10月1日以降、実施した場合 → 消費税率10%

※同一市町村で、消費税率「8%」と「10%」が混在する場合は、請求総括書（小計）は消費税率ごとに作成してください。

「8%」と「10%」を合算して請求総括書（小計）を提出された場合は返戻となりますので、ご注意ください。

【編綴イメージ】

①	請求総括書（総計）	検査等の実施日を問わず実施機関単位で纏めて一枚
②	A市 請求総括書（小計） A市 抗体検査受診票 A市 予防接種予診票	検査等の実施日が <u>2019年9月30日まで</u> の抗体検査、予防接種分（消費税率が8%分）
③	A市 請求総括書（小計） A市 抗体検査受診票 A市 予防接種予診票	検査等の実施日が <u>2019年10月1日以降</u> の抗体検査、予防接種分（消費税率が10%分）
④	B市 請求総括書（小計） B市 抗体検査受診票 B市 予防接種予診票	検査等の実施日が <u>2019年9月30日まで</u> の抗体検査、予防接種分（消費税率が8%分）
⑤	B市 請求総括書（小計） B市 抗体検査受診票 B市 予防接種予診票	検査等の実施日が <u>2019年10月1日以降</u> の抗体検査、予防接種分（消費税率が10%分）

【消費税率引上に伴う抗体検査価格の変動について】

検査番号	検査の実施機会	検査方法	検査等の実施日が 2019年9月30日まで	検査等の実施日が 2019年10月1日以降
			風しんの 抗体検査価格(8%)	風しんの 抗体検査価格(10%)
1	健診等の機会に行う場合	HI法、LTI法	1,290円 (税込:1,393円)	1,290円 (税込:1,419円)
2		EIA法、ELFA法 CLEIA法、FIA法	2,680円 (税込:2,894円)	2,680円 (税込:2,948円)
3	月～金曜日午前8時から午後6時までの間、 または土曜日午前8時から正午までの間に医 療機関を受診して行う場合 (休日※を除く)	HI法、LTI法	4,930円 (税込:5,324円)	4,930円 (税込:5,423円)
4		EIA法、ELFA法 CLEIA法、FIA法	6,320円 (税込:6,825円)	6,320円 (税込:6,952円)
5	上記以外の時間に医療機関 を受診して行う場合	HI法、LTI法	5,430円 (税込:5,864円)	5,430円 (税込:5,973円)
6		EIA法、ELFA法 CLEIA法、FIA法	6,820円 (税込:7,365円)	6,820円 (税込:7,502円)

※日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日、1月2日、3日、12月29日～31日

なお、予防接種の費用につきましては以下のとおりとなります。

(クーポン券に記載の税抜き単価(税抜き) + 税抜き単価 × 消費税及び地方消費税率) ※ × 件数

※1件毎に1円未満の端数は切り捨て

例) クーポン券に記載の税抜き単価が8,370円、請求件数が2件の場合

《2019年9月30日までに実施分》

8,370円 × 1.08 = 9,039.6円 → 9,039円(税込)

9,039円 × 2件 = 18,078円(税込)

《2019年10月1日以降に実施分》

8,370円 × 1.10 = 9,207円 → 9,207円(税込)

9,207円 × 2件 = 18,414円(税込)

担 当：情報管理課システム係

遠藤・松本・佐藤

T E L：022-222-7170